

町田市告示第 **204** 号

居宅介護支援事業者の指定に係る告示

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により居宅介護支援事業者の指定をしたので、同法第85条の規定により次のとおり告示する。

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康治

事業者名称	株式会社日本アムニティライフ協会
事業所名称	桜ケアプラン町田
事業所所在地	東京都町田市原町田5-5-3 1階
サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	2026年10月1日

揭示期限:10月15日

町田市告示第 **205** 号

指定介護予防支援事業所の指定に係る告示

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により指定介護予防支援事業所を指定したので、同法第115条の30の規定により次のとおり告示する。

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康治

事業者名称	L & B サポーター合同会社
事業所名称	L & B ケアプラン
事業所所在地	東京都町田市森野3-1-18
サービスの種類	介護予防支援
指定年月日	2026年10月1日

掲示期限:10月15日

町田市告示第 206 号

指定地域密着型サービス事業者の指定に係る告示

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により地域密着型サービス事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により下記のとおり告示する。

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康 治

事業者名称	衆信株式会社
事業所名称	かどや健康ハーフデイ
事業所所在地	神奈川県相模原市中央区矢部4-21-21 エステートピア矢淵1階
サービスの種類	地域密着型通所介護
指定年月日	2026年10月1日

揭示期限:10月15日

町田市告示第**207**号

2010年7月1日付け町田市告示第152号を廃止する告示

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康治

2010年7月1日付け町田市告示第152号を廃止する。

揭示期限：10月15日

公示送達書

町田市告示第 **208** 号
2026年10月1日

町田市長 稲垣 康 治

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、下記の者に係る次の書類を公示送達します。
これらの書類は、財務部納税課が保管しており、送達を受けるべき者には、いつでも交付します。

氏 名	住 所	送達する書類名	摘 要
LI BINGLIN	東京都世田谷区経堂2丁目31番26号 ザ・フォーティーン101	令和8年(2026年)7月14日付 LV26—101652号 差押調書(謄本) 壱通	
	以下余白		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。

掲示期限 10月15日

町田市告示第 **209** 号

指定納付受託者の告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を町田市会計事務規則（平成14年9月町田市規則第51号）第37条の2第1項の規定に基づき指定したので、地方自治法第231条の2の3第2項及び町田市会計事務規則第37条の2第2項の規定に基づき告示する。

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康治

1 指定納付受託者

(1) 名称 アマゾンジャパン合同会社

所在地 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

(3) 名称 PayPay株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3

(4) 名称 株式会社さとふる

所在地 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

2 指定をした日

2026年10月1日

3 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

指定寄附金及び一般寄附金

4 指定の期間

2026年10月1日から2027年3月31日

揭示期限:10月15日

町田市告示第**210**号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第4項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号）第31条第1項の規定により、2026年度一般廃棄物処理計画（2026年10月1日改定）を定め、別紙のとおり告示する。

2026年10月1日

町田市長 稲垣 康治

掲示期限:10月15日

2026年度一般廃棄物処理実施計画（2026年10月1日改定）

第1 目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

第2 計画区域

市全域とする。

第3 計画期間

2026年4月1日から2027年3月31日までとする。

第4 発生量及び処理量の見込み

1 資源とごみ

(1) 発生量

区分		2026年度 (見込み)
戸別収集 ごみ集積所収集 家庭系持込	燃やせるごみ	54,815 t
	燃やせないごみ	6,631 t
	粗大ごみ	3,567 t
	有害ごみ	155 t
	古紙	7,437 t
	古着	1,073 t
	ビン	2,397 t
	カン	963 t
	ペットボトル	980 t
	容器包装プラスチック	4,865 t
	剪定枝	988 t
広場回収	家庭用金物	14 t
	陶磁器・ガラス食器	65 t
	ビデオテープ	6 t
	廃食用油	5 t
	その他資源化可能物	10 t
公共施設回収	小型家電	12 t
事業系持込	事業系一般廃棄物	17,417 t

	剪定枝（町田市剪定枝資源化センター）	2 1 2 t
事業系民間処理 施設等持込	厨芥類	1, 8 1 6 t
	剪定枝	1 7, 3 1 8 t
	その他	6 0 t

(2) 処理量

焼却量	7 9, 5 4 9 t
資源化量	2 1, 9 7 9 t
エコセメント化	7, 7 9 6 t
バイオガス化	1, 2 0 0 t

2 し尿等

し尿	7 7 8 k L
浄化槽汚泥	4, 6 8 7 k L
ディスポーザ汚泥	1 2 3 k L

3 動物死体

動物死体	1, 7 5 0 頭
------	------------

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 市民・事業者との協働

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう仕組を作る。また、ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）と連携し、町内会・自治会等への出前講座を地域の要望に合わせて実施する。特に4月から市全域で開始された「容器包装プラスチックの分別収集」を中心に啓発を実施する。
- (2) スーパー・小売店や飲食店等と協働し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組や、フードシェアリングアプリ「TABETE」の活用を通して、市民に対する食品ロス削減等の啓発を実施する。
- (3) 使い捨て容器の減量を啓発するため、スポーツイベント等で「マイボトル推進キャンペーン」を実施する。また、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し、公共施設に給水器を設置する。
- (4) 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の設置を進めるとともに、運営支援を行う。
- (5) 町内会・自治会、子ども会などの地域団体が自主的に行っている「地域資源回収」について、回収量に応じた奨励金の交付などの支援を行う。

- (6) 事業者と協働し、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。
- (7) 事業者と協働し、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジ、使い捨てコンタクトレンズの空ケース、使用済みプラスチック製ペン等の回収を実施する。

2 家庭系ごみの減量

- (1) 食品ロスを削減するため、公共施設での未利用食品の受付窓口を拡充し、フードドライブを推進する。また、フードバンクを行っている団体と連携を行うとともに、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。
- (2) 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器等を紹介し、「家庭用生ごみ処理機やたい肥化容器等」を購入した世帯に補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」の講習会を実施する。
- (3) (一財) まちだエコライフ推進公社が行う「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」の周知を行い、リユース意識の浸透を図る。
- (4) 常設のリサイクル広場まちだ、市内各地で随時開催する移動リサイクル広場、出張リサイクル広場において、ごみ減量に関する情報発信の拠点として市民に啓発を行うほか、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、その他資源化可能物を持込み方式で回収し、資源化を進める。

3 事業系ごみの減量

- (1) 事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物を有する大規模事業所へ、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに事業所への立入検査を実施し指導・啓発を行う。
- (2) 工場での搬入物検査を実施し、プラスチック類や紙類の混入が多い排出事業者に対して指導を行う。
- (3) 事業系一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を「まちだ3R賞」として表彰する。また、表彰した事業所等の情報を幅広く周知する。

4 広報・啓発活動の実施

- (1) 広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」等の発行を行う。
- (2) 動画配信「さんあーるチャンネル」、X(旧Twitter)やInstagramなどのSNS、ごみ分別アプリやメール配信サービス「ごみ・資源情報」、指定収集袋を活用する。
- (3) 町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、町田市剪定枝資源化センター等の清掃関連施設の見学・視察の受入を行う。

第6 分別して収集する一般廃棄物（家庭ごみ）の区分及び主な品目

区分		主な品目
燃やせるごみ		生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかいプラスチック製品、布製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品（ホースを除く）、剪定枝として出せない植物 ^{※1} 、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物 ^{※2} 、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等 ただし単品で10kg以下のもの
燃やせないごみ		食器・陶器・ガラス製品、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品（電池を内蔵した製品を除く）・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・CD・DVD、おもちゃ（電池を内蔵した製品を除く）、電球（蛍光管を除く）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のもの、注射筒（ガラス製含む） ^{※3} 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝 ただし単品で10kg以下のもの
粗大ごみ		指定収集袋に入らないもの（掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のものを除く）又は重さが10kgを超えるもの、太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝
有害ごみ		乾電池、コイン型電池、小型充電式電池・バッテリー ^{※4} 、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター、モバイルバッテリー、充電式小型家電（充電式電池を取り外せない小型家電
資源	剪定枝	剪定枝（毒性がある植物・繊維質が多いためたい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く）
	古紙	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッダーした紙

	(ビニールコート紙、油紙、圧着はがき、金紙・銀紙、防水加工紙、写真、感熱紙、カーボン紙・ノンカーボン紙、ワックス加工紙、昇華転写紙、汚れた紙等資源にならない紙は除く)
古着	古着・古布 (泥・油・ペンキ・カビ等で汚れたもの、ひどい破れや大きな穴の開いたもの、名前や会社名が入っている制服・作業着、まくら、座布団、くつ、おむつカバー、便座カバー、スキーウェア、毛糸、レース製品、帯、ベルト、ストッキング、ぬいぐるみ、ペット用のもの、ペットに使用した物等資源にならないものは除く)
ビン	食品用・飲料用・化粧品(乳白色のビンを除く)等のビン
カン	アルミ缶・スチール缶・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶 ^{※5}
ペットボトル	PET マークが記載されている飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装(商品を包むもの、容器・袋) プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材 錠剤シート、ペットボトル類のキャップ・蓋、発泡トレイ
家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可
ビデオテープ	ビデオテープ
廃食用油	廃食用油
その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤や粉ミルクなどの計量スプーン(プラスチック製)、ペットボトルのキャップ・蓋、パンや野菜などの袋の留め具(プラスチック製)
小型家電	特定対象品目(タブレット型通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品)、縦15cm横30cm以内の

	家電製品（資源有効利用促進法対象パソコンは除く）
※1	毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎
※2	CAPDバッグ（排液バッグ液薬バッグ）、輸液バッグ、チューブ・カテーテル
※3	注射筒、ペン型インスリン注入器、その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジを含むインスリンカートリッジ（必ず注射針は、外す）
※4	破損しているもの、リサイクルマークのないものも含む。カーバッテリー・オートバイ用バッテリーを除く。
※5	特別指定団体：スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する。

第7 分別して収集する一般廃棄物（家庭ごみ）の排出方法

1 燃やせるごみ

排出者は、指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）を使用し、生ごみは水をよく切ってから入れ、その口をしっかりと結んで排出する。必要に応じてごみにネットをかけるなどの動物被害対策を行う。

剪定枝として出せない植物（落ち葉、草、花、樹木の根^{※1}、剪定くず、つる、茎、毒性がある植物^{※2}及び繊維質の多い植物^{※3}の幹・枝）については以下のように排出する。

- （1） 落ち葉、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎は、45 Lまでの大きさと透明又は半透明の袋に入れ、排出する（指定収集袋に入れずに排出できる）。1回の収集に出せる量は90 L相当までとする。
- （2） 毒性がある植物及び繊維質の多い植物の幹・枝は、1本の太さ（直径）10 cm以内の枝を1束の長さ60 cm以内、直径30 cm以内に束ねて、燃やせるごみの収集日に1回の収集に2束まで、排出することができる。

なお、1回の排出量が、枝の束で2束を越える場合及び、袋で90 L相当を超える場合は、町田市バイオエネルギーセンターに自己搬入することができる。自己搬入の場合は粗大ごみと同様に事前予約し、予約した日時に直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

- ※1 樹木の根は直径10 cm以内に切断して排出する。
- ※2 アセビ、ウルシ、カクレミノ、キョウチクトウ、ユズリハ、ユーカリ等
- ※3 シュロ、ソテツ、タケ、ササ、シノ等

2 燃やせないごみ

排出者は、指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15 cm以下・長さ140 cm以下の細長い棒状のものについては、40 Lの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから指定収集袋に入れて排出する。小型電気製品やおもちゃは、

電池を外して排出する。

剪定枝で、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下のものは、燃やせないごみの日に40Lの指定収集袋に入れて排出する。

3 粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ戸別収集又は町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入を予約する。

戸別収集の場合、予約時に案内された金額分の粗大ごみ処理券を貼付し、指定された場所へ排出する。

町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入の場合、予約した日時に町田市バイオエネルギーセンターへ直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

剪定枝で、太さ20cm以内で長さ150cm以内のものは、粗大ごみとして排出する。

4 容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、指定収集袋（容器包装プラスチック専用袋）を使用し、その口をしっかりと結んで排出する。

※上記1～4の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所又は置き場に、収集日の午前8時30分までに排出する。

5 有害ごみ

排出者は、スプレー缶（特別指定団体地区のみ）、乾電池、コイン型電池、小型充電式電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、ライター、モバイルバッテリー、充電式小型家電（充電式電池を取り外せない小型家電）をそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下（1）から（5）のとおり排出する。

- （1）ライター、スプレー缶（特別指定団体地区のみ）は、中身を完全に使いきり排出する。
- （2）乾電池、コイン型電池は、製品から取り出して、そのまま排出する。
- （3）小型充電式電池、ボタン型電池は、製品から取り出して、電極部分にビニールテープを巻き、絶縁して排出する。（リサイクルマークがある場合、リサイクルマークが見えるように巻く）。
- （4）モバイルバッテリーは、電極部分にビニールテープを巻き、絶縁して排出する。
- （5）充電式小型家電（充電式電池を取り外せない小型家電）は、そのまま排出する。

ただし、縦15cm横30cm奥行き30cm以内の大きさのものに限る。

なお、小型充電式電池とモバイルバッテリーは、（3）、（4）に規定する絶縁を行ったうえで、回収用の容器に排出するほか、ごみ収集課に持ち込むことができる。

6 剪定枝

排出者は、1本の太さ（直径）10cm以内の剪定枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する（指定収集袋に入れずに排出できる）。又は排出者が町田市剪定枝資源化センターへ直接自己搬入する。

自己搬入は、1本の太さ（直径）30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面（剪定枝処理依頼票）を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、町田市剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、次の（1）、（2）のとおり排出する。

- （1） 太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、第7の2のとおり燃やせないごみの日に40Lの指定収集袋に入れて排出する。
- （2） 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出する。

7 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別する。ビンのキャップ・蓋は、外せるものは外して、事前に用意された回収用の容器に排出する。カンは、つぶせるものはつぶして、事前に用意された回収用の容器に排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに事前に用意された回収用の容器に排出する（特別指定団体地区については「5 有害ごみ」のとおり）。

8 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック、シュレッターした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

- （1） 新聞紙、書籍・雑誌は種類ごとにひもで十字に結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで十字に結んで排出する。
- （2） ダンボールは、ガムテープなどの粘着テープを取り除き、ひもで十字に結んで排出する。
- （3） 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。
- （4） シュレッターした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレッターした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。
- （5） 古着・古布は透明又は半透明の袋を使用し、口をしっかりと結んで排出する。なお、雨の日又は雨の降りそうな日は排出しない。

9 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル、キャップ・蓋を外し、つぶした上で、事前に用意された回収用のネットに排出する。

※上記5～9の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の午前8時30分までに排出する。

10 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、指定収集袋に入れずにリサイクル広場に排出することができる。ただし、40Lの指定収集袋に入る大きさのものに限る。

11 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、家電小売店へ処理を依頼する。ただし、回収ボックスに排出する場合は投入口（30cm×15cm）に入る小型のもの、リサイクル広場に排出する場合は10kg以下かつ指定収集袋に入る大きさのものに限る（指定収集袋に入れずに排出できる）。

※原則、電池・バッテリーは外し、個人情報情報は消去してから排出する。

携帯電話（スマートフォンを含む）・PHS端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

なお、パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

※重さやサイズが制限を超えるものは粗大ごみとして排出する。

第8 第7に規定するもの以外の一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

1 公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ（第10 市で処理できない一般廃棄物を除く）は、ボランティア袋（容量20L・40L）を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物（家庭ごみ）の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ燃やせるごみ・燃やせないごみの日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋（容量45L相当まで）を使用して排出することができる。

なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

2 感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ専用袋（容量20L）を使用し、燃やせるごみの日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせるごみとして排出する。

また、注射筒等は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせないごみとして排出する。

3 動物の死体

動物の死体の処分は、占有者又は管理者が自らの責任で行うものとする。市がへい死体の通報を受けた場合は収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入するものとする。ただし、一部国道及び河川等については、国又は都が収集する。

家庭で飼育されていたペットの死体は、飼い主が自ら運搬するか、市が飼い主から申し込みを受けて収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入する。処理については、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。ペット以外のへい死動物等は、町田市バイオエネルギーセンターで焼却処理する。

また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

4 家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと判断したものに関して、排出者自ら町田市バイオエネルギーセンターへ搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を搬入時に市へ提出する。

5 町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）

町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

6 広域的処理に係る特例制度対象品目

法第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目（二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等）については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

第9 排出量を制限する一般廃棄物（家庭ごみ）

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	1回の収集に出せる量は、分別された品目それぞれについて、5Lの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。分別できない場合は、5Lの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。 町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入においては品目ごとに分別し、品目ごとに1日30kgまで。

灰	1回の収集に出せる量は、5 Lの指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）1袋まで。水で湿らせて排出すること。
布団、畳	町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入において布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。
落ち葉・草・剪定くず・樹木の根（直径10 cm以下）	1回の収集に出せる量は45 Lまでの大きさで透明又は半透明の袋に入れ、90 L相当まで。
毒性がある植物・繊維質の多い植物の幹、枝	1本の太さ（直径）10 cm以内の枝を1束の長さ60 cm以内、直径30 cm以内に束ねて、1回の収集に2束まで。

第10 市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）

区分		品目
条例第35条第1項に基づく排出禁止物	有害性のあるもの	農薬、化学薬品、カーバッテリー、オートバイ用バッテリー、石膏ボード、石綿含有物（珪藻土マットなどのうち、石綿が含まれるもの）、ソーラーパネル
	危険性のあるもの	消火器、感染の恐れのある在宅医療廃棄物（注射針等鋭利なもの）、鍼灸の鍼
	引火性のあるもの	ガスボンベ（プロパン）、ガソリン、軽油、灯油、エンジンオイル、機械油、火薬類
	著しく悪臭を発するもの	汚泥
	家庭ごみの処理を著しく困難にし、又は家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品（アクセサリ類を除く）、FRP船、耐火金庫、タイヤ（自転車用を除く）、ピアノ、ボウリングの球、直径10 cmを超える樹木の根
特定家庭用機器再商品化法対象製品		エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
資源有効利用促進法対象製品		パソコン

第11 市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

1 条例第35条第1項に基づく排出禁止物

排出者は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入に限り排出できる。また、在宅医療における使用済み注射針は、町田市薬剤師会の会員薬局のうち、市の回収事業に協

力する薬局に引き取りを依頼できる。引き取られた使用済み注射針は、町田市薬剤師会を通じ、市が回収して、一般廃棄物として処理する。

2 特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店又は買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者及び引取義務外品の回収協力店として市が紹介している家電小売店に処理を依頼する。または、家電リサイクル券を購入・貼付し、(一財)家電製品協会・家電リサイクル券センター指定引取場所に直接持ち込む。

製造業者のリサイクル工場における適正な再商品化を図るため、特定家庭用機器は分解せずに排出する。

3 資源有効利用促進法対象製品

パソコン(本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型)は、分解せずに、その製造等の事業を行う者や、市と提携した認定事業者処理を依頼する。

第12 事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第13 事業系一般廃棄物の排出基準

1 一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を搬入時に提出し依頼するものとする。

なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋又は半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類(ビニールコート紙(壁紙を除く)、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙)	町田市バイオエネルギーセンター※1
厨芥類	生ごみ	町田市バイオエネルギーセンター※1
木くず	割り箸、竹串、木製品(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く)	町田市バイオエネルギーセンター※1
繊維くず	布類(縦横60cm以内に裁断したもの)、衣類	町田市バイオエネルギーセンター※1

剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの (毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く)	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物(直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの)	町田市バイオエネルギーセンター※1
布団、 畳	布団 1日10枚まで。 畳 1日6枚まで。	町田市バイオエネルギーセンター※1

上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可

※1 小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

2 少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。

なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

3 町内会・自治会

町内会・自治会等一定の区域の住民が自治活動を行うために会員となり、自主的に運営する団体が、会員の福祉を増進し、会員相互の親睦と扶助を目的とした非営利活動で発生したごみを処分する際は、家庭ごみに準じた分別で排出することができる。

第14 市以外で処理する事業系一般廃棄物について

市は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、条例第33条が引用する法施行令第4条9号イの規定により、事前に受け入れ先の自治体に次の事項を通知する。

- ①処分又は再生の場所の所在地
- ②受託者の氏名又は名称、代表者名
- ③一般廃棄物の種類及び処分又は再生方法
- ④処分及び再生の開始日
- ⑤年間の搬入量

また、民間の排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理(資源化)をする場合には、法第6条第3項の規定の趣旨に基づき、法施行令第4条9号イの規定に準拠し、市に対し、受け入れ先の自治体へ上記の通知をするよう事前に依頼しなければならない。

ただし、受け入れ先の自治体が不要とする場合はその限りではない。

第15 事業者が直接搬入する民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	(株)アルフォ 城南島飼料化センター	大田区城南島三丁目 3 番 2 号
	城南島第 2 飼料化センター	大田区城南島三丁目 2 番 1 0 号
	バイオエナジー(株)城南島食品リサイクル施設	大田区城南島三丁目 4 番 4 号
	ニューエナジーふじみ野(株)本社工場	埼玉県ふじみ野市駒林 1 0 3 3 番地 1
	(株) J バイオフードリサイクル横浜工場	横浜市鶴見区末広町二丁目 1 番 5 号、2 番 1 7 号の各一部
	(株)日本フードエコロジーセンター本社工場	相模原市中央区田名塩田一丁目 1 7 番 1 3 号
	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3 6 6 7 番地
	(株)イズミ環境 八王子バイオマス・エコセンター	八王子市南大沢三丁目 2 4 番地
	(株) 西東京リサイクルセンター	羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3
剪定枝	(株)清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢 1 0 番 1
	(株)リテック	横浜市都筑区池辺町 1 5 8 8 番地、横浜市瀬谷区阿久和南三丁目 3 8 番 2
事業系一般廃棄物	(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3 6 6 7 番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生(株) 荒川工場	荒川区荒川八丁目 1 8 番 8 号
動物死体等	エルエス工業(株) 那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林 3 0 7 番地 5

第 1 6 一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しない。

第 1 7 特別管理一般廃棄物の処理

法第 2 条第 3 項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じては一般廃棄物処理業許可業者又は特別管理産業廃棄物処理業許可業者に

処理を委託する。

第18 し尿等の収集運搬方法及び処理等

1 収集運搬方法

(1) し尿（一般家庭及び事業者）

使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が収集運搬を行う。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）が収集運搬を行う。

(3) ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

2 処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

第19 一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類		収集運搬				
		方法		主体		
家庭系	燃やせるごみ		戸別	週 2 回	委託	
	燃やせないごみ		戸別	2 週 1 回	市直営	
	粗大ごみ（事前予約）		戸別	申込の都度	委託	
			直接搬入	申込の都度	排出者	
	有害ごみ		ごみ集積所	月 2 回	委託	
	資源	ビン・カン		ごみ集積所	週 1 回	委託
		古紙・古着		ごみ集積所	週 1 回	委託
		剪定枝		ごみ集積所	月 2 回	市直営
		容器包装プラスチック		戸別	週 1 回	委託
		紙パック		ごみ集積所	週 1 回	委託
		ペットボトル		ごみ集積所	2 週 1 回	委託
		家庭用金物		リサイクル広場	週 6 回	委託
	陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週 6 回	委託		
	ビデオテープ	リサイクル広場	週 6 回	委託		
	廃食用油	リサイクル広場	週 6 回	委託		

		その他資源化可能物	リサイクル広場	週 6 回	委託
		小型家電	公共施設	随時	委託
			リサイクル広場	週 6 回	委託
	臨時ごみ		戸別	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者
			直接搬入	申込の都度	排出者
事業系一般廃棄物			戸別	随時	一般廃棄物 収集運搬業者
			直接搬入	随時	排出者
	少量排出事業者		戸別	週 2 回	委託
し尿等			戸別	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者
動物の死体			戸別収容	随時	市直営
			直接搬入	随時	飼い主

戸別：戸建て住宅は自宅前、集合住宅はごみ集積所又は専用場所

ごみ集積所：ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等（一部燃やせるごみ・燃やせないごみ）を集積し回収する場所

拠点：専用ボックス等で資源を回収する公共施設や店舗等の場所

第 20 一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

種類		中間処理		最終処分		
		方法	主体	方法	主体	
家庭系	燃やせるごみ	焼却		委託※1※2	エコセメント化	組合
					資源化	委託
	燃やせないごみ	破碎・バイオガス化		委託	資源化	委託
					資源化	委託
	燃やせないごみ	破碎・選別	焼却	委託※1	エコセメント化	組合
			資源化	委託	資源化	委託
	粗大ごみ	破碎・選別	焼却	委託	エコセメント化	組合
			資源化	委託	資源化	委託

		再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売			
有害ごみ		選別・資源化	委託	—	—
資源	剪定枝	破碎・資源化	委託	—	—
	ビン	選別・資源化	委託	—	—
	カン	選別・圧縮・資源化	委託	—	—
	容器包装プラスチック	選別・圧縮・梱包・資源化	委託	—	—
	古紙・古着	資源化	委託	—	—
	紙パック	選別・資源化	委託	—	—
	ペットボトル	積替・資源化	委託	—	—
	家庭用金物	資源化	委託	—	—
	陶磁器ガラス食器	資源化	委託	—	—
	ビデオテープ	資源化	委託	—	—
	廃食用油	資源化	委託	—	—
	資源化可能物	資源化	委託	—	—
	小型家電	資源化	委託	—	—
事業系	事業系一般廃棄物	焼却※1	委託	エコセメント化 資源化	組合 委託
		破碎・バイオガス化	委託	資源化	委託
	厨芥類	たい肥化等	委託	—	—
	剪定枝	たい肥化等	委託	—	—
し尿等		助燃剤化（脱水）・希釈方式	委託	—	—
動物の死体		—	—	埋葬・供養	委託

組合：東京たま広域資源循環組合

※1 小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※2 小山町、JR横浜線以南の地域について、町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない場合、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

第21 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

1 現有処理施設等

(1) 町田市バイオエネルギーセンター

ア 焼却施設（129 t/日×2基）

イ バイオガス化施設（50 t/日）

- ウ 不燃粗大ごみ処理施設（４７ｔ／５時間）
- (2) 町田市一般廃棄物最終処分場
 - ア 最終処分場（池の辺地区は埋立処分終了）
- (3) 排水浄化センター
 - ア 埋立浸出水処理施設
- (4) リレーセンターみなみ
 - ア 燃やせるごみ中継施設（１００ｔ／日）
 - イ 容器包装プラスチック中間処理施設（４．９ｔ／日）
- (5) 町田市剪定枝資源化センター
 - ア 剪定枝資源化施設（１０ｔ／日）
- (6) 境川クリーンセンター
 - ア ヒ尿処理施設（４１．５ｋＬ／日）
- (7) 多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場
 - ア 焼却施設
 - イ 不燃粗大ごみ処理施設
- (8) 市が許可した一般廃棄物処分業者（中間処理）
 - ア 進栄緑化サービス有限会社（町田市小野路町２３４２番地１）

2 新たなごみの資源化施設整備

町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、資源ごみ処理施設（２箇所）の整備を進める。